

業務委託仕様書

I 業務概要

業務名称: 橿原公苑陸上競技場全天候舗装調査等業務委託

業務場所: 橿原市畝傍町 地内

II 一般事項

II-0 目的

0-1 R9年度から陸上競技場の改修を進めるにあたり、現在のトラック部分、トラック外部分、フィールド部分の地盤状況について直接に試料採取を行い把握し、今後の改修及び改修後の2種公認検定の合格に必要な基礎調査等を行うことを目的とする。

II-1 競技場の規格

1-1 本陸上競技場は、日本陸上競技連盟競技規則に基づく全天候舗装第2種公認陸上競技場とする。
使用する表層材は、WAの品質基準に合格して認証登録されたものを使用し、公式の陸上競技会を開催し得るに十分な精度のある施設とする。

II-2 公認検定

2-1 トラック・フィールドおよび競技施設については、高度な平坦性および適度な弾力性と高精度の施工技術を要するため、公益財団法人 日本陸上競技連盟(以下「陸連」という)による公認検定を受け、これに合格しなければならない。

II-3 標準仕様書

3-1 本業務委託仕様書及び図面に記載されていない事項については、土木工事共通仕様書(案)[令和8年4月](以下「共通仕様書」という。)、土木工事施工管理基準及び規格値(案)[令和8年4月]、土木請負工事必携[令和8年4月](奈良県 県土マネジメント部)を標準仕様書とし、これに基づいて履行する。

その他、主な規格・基準は以下のとおり。

1. 最新版 陸上競技ルールブック(公益財団法人日本陸上競技連盟編)
2. 都市公園技術標準解説書・改訂版(日本公園緑地協会編)
3. 屋外体育施設の建設指針(日本体育施設協会 屋外体育施設部会編)
4. 舗装設計施工指針(日本道路協会編)
5. 舗装施工便覧(日本道路協会編)
6. 舗装構造に関する技術基準同解説(日本道路協会編)

II-4 監督職員の定義

4-1 本仕様書における監督職員は、奈良県の本委託業務担当職員を指し、監督職員は委託契約書に基づ

き契約図書の記載事項に関して、指示・承認・協議・検査立会い及び検査等を行う。

Ⅱ-5 スケジュール管理

- 5-1 業務着手に先立ち、スケジュール表・業務計画書・現場組織表・その他監督職員の指示によるものを監督職員に提出し、承認を受けた後、業務に着手する。

Ⅱ-6 材料の管理

- 6-1 業務に使用する材料は、「材料承認願」を提出し監督職員の承認を受け、スケジュール表に従い業務の進捗に支障がないよう十分に手配すること。
- 6-2 現場に搬入された材料は、随時監督職員が点検・試験のできるように検査試験用具を準備し、監督職員が不合格と認めた材料は、速やかに代品を納入し、再度点検を受けること。
- 6-3 検査試験時に合格した資材であっても、使用時に監督職員が材質不良と認めたものは使用してはならない。

Ⅱ-7 履行検査

- 7-1 あらかじめ監督職員の指示した箇所等、主要な業務段階の区切り等では、監督職員の検査を受けなければならない。

Ⅱ-8 現場管理

- 8-1 受託者は、監督職員の指示によるもののほか、「土木工事安全施工技術指針」を遵守し、常に業務の安全に留意し現場管理を行うこと。
- 8-2 本業務にはポリウレタン樹脂や溶剤等、化学物質を使用するので、その保管・取扱いについては、関係する諸法令を遵守しなければならない。

Ⅱ-9 後片付け

- 9-1 業務が完了した時は、速やかに仮設物を取り払い、後片付け・清掃をする。ただし、特に期限の定められたものについては期限内に処理すること。

Ⅱ-10 完了図

- 10-1 業務完了後、監督職員の指示に従い、完了図並びに必要な図書を作成し、監督職員の指示する図書を速やかに提出すること。

Ⅲ 全天候型ウレタン舗装調査等

Ⅲ-1 調査内容

1-1 調査箇所

- a)トラック部分、トラック外部分の全天候舗装、フィールド部分の芝箇所

1-2 調査方法

- a)剥がれ、浮き、路盤の不健全箇所などの調査、補修

b)調査箇所において、直接掘削による資料採取、及び撤去・復旧

c)採取した試料について、室内試験などを実施

Ⅲ-2 復旧方法(切削オーバーレイ舗装)

2-1 材 料

a)全天候ウレタン舗装材

a-i WAの認証舗装材とし、施工者は自社にてWAの認証舗装材を保持している者とする。

a-ii ポリウレタン樹脂は、特定化学物質障害予防規則に該当せず、MOCA(3・3 ジクロロ 4-4 ジアミノジフェニルメタン)及び毒劇物素原料無配合の製品を使用する二液硬化型ポリウレタン樹脂とする。

a-iii ポリウレタン樹脂の物性については、第三者試験機関の試験成績書を提出し、監督員の承認を得なければならない。

a-iv 耐候性については、屋外暴露試験に依る評価を原則とする。ただし、期間的に不可能な場合は、JIS A 1415 に規定する促進試験をもって判定資料とする。

a-v ポリウレタン舗装材の品質規格は、下表「ポリウレタン系表層材品質規格表」の基準総てを満足するものでなければならない。

ポリウレタン系表層材品質規格表

区分	項目	要求値・判定基準	試験方法等
物性	硬度(20℃)	40～75	JIS K 6253 デュロメーター A
	硬度(70℃)	20℃の－10%以内	
	引張強度	2.0 MPa 以上	JIS K 6251
	切断時伸び	400%以上	JIS K 6251
	引裂強度	12 N/mm 以上	JIS K 6252
	耐摩耗性	600 mg 以下	JIS K 7204 準拠、テーバー 法 CS-17、荷重 9.8N、1,000 回転
耐候性	屋外暴露試験	著しいひび割れ、チョーキング、退色などの著しい劣化が生じないこと	一年間以上屋外南面に暴露または過去に履行された競技場やコートなどの劣化状況判断による。
	促進暴露試験		JIS A 1415 WS-A 型ウェザーメーター1,000 時間

2-2 方 法

a) 既設ウレタン切削

- ・既存ウレタン舗装の切削にはウレタン切削機を使用し、凹凸がなく規定の厚みになるよう切削を行う。

b) ポリウレタン耐久層

- ・ポリウレタン樹脂を厚さが均一となるよう平坦に敷均す。
- ・不陸修正は入念に行わなければならない。

c) エンボス仕上げ

- ・二液性ウレタン樹脂の混合材を吹き付けてエンボス状に仕上げる。

d) トップコート

- ・耐候性の向上に効果がある二液型アクリルウレタン樹脂塗料を吹き付けて仕上げる。

Ⅲ-3 注意事項

3-1 各段階とも、硬化時間内に降雨が予想される場合は作業を中止する。

3-2 ポリウレタン履行時および硬化中の気温は 5℃以上が望ましい。

3-3 原材料は通常、水分による影響を受けやすいため、保管に十分注意しなければならない。

3-4 高温・多湿となる場合はポリウレタン樹脂の反応が活発になり、硬化時間の短縮及び微量の水
分によるトラブルが発生しやすいので、条件に合った履行体制を取らなければならない。

3-5 陸上競技場公認に関する細則第8条(5)では改修する時には、舗装材が同等で表面仕上げ、硬度が同一とする必要がある。施工にあたり既存の表面の硬度と同じ(設計値)となるようにしなければならない。

Ⅳ 調査等箇所

別図No.1～No.17